法第六十三条第三項	一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症	中東呼吸器症候群
	場合（第五十条第一項の規定により実施された場合を含む。）	場合
法第六十四条第一項	前章	第六章
	第十四条第一項及び第五項、第三十八条第一項	第三十八条第一項
	（同条第二項、第八項及び第九項の規定にあっては、結核指定医療機関に係る部分を除く。）、第四十条第三項から第五項まで、第四十三条（結核指定医療機関に係る部分を除く。）、第五十三条の二第三項、第五十三条の七第一項、第五十六条の二十七第七項並びに第六十六条	、第四十条第三項から第五項まで並びに第四十三条
	）及び	）、前章及び
令第六条	第二十五条第六項（法第二十六条において準用する場合を含む。）	第二十五条第六項
令第二十五条第一項	第四号	第三号
令第二十七条第一項	第九号まで及び第十四号	第七号まで

（事務の区分）

第四条　前条において準用する法第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十三条、第十五条（第二項及び第三項を除く。）、第十七条、第十八条第一項、第三項及び第四項、第十九条第一項、第三項及び第五項、第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十五条第四項、第三十八条第二項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）及び第五項並びに同条第八項及び第九項（それぞれ第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（この政令の失効）

2　この政令は、第二条に規定する期間の末日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時までに第三条において準用する法第五十七条（第四号から第六号までを除く。）若しくは第五十八条（第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。）の規定により支弁する費用、第三条において準用する法第五十九条若しくは第六十一条第二項若しくは第三項の規定により負担する負担金又は第三条において準用する法第六十三条の規定により徴収することができる実費については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。

（地方自治法施行令の一部改正）

3　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成二十六年政令第二百五十六号）	第三条において準用する法第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十三条、第十五条（第二項及び第三項を除く。）、第十七条、第十八条第一項、第三項及び第四項、第十九条第一項、第三項及び第五項、第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十五条第四項、第三十八条第二項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）及び第五項並びに同条第八項及び第九項（それぞれ第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年七月十六日

総務大臣　新藤　義孝
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二十二項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　ベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルス

附　則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年七月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三